【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税８） （法人住民税、法人事業税：義）（自動連動）（地方税６）
		②	上記以外の税目	（事業所税：外）
3	要望区分等の別			【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容			《現行制度の概要》 １．国税 （情報通信産業振興地域） （１）投資税額控除（法人税） ア　対象地域内において情報通信業務用設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除 ・建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの：８％ ・機械・装置、特定の器具・備品の取得価額の合計額が 100 万円を超えるもの：15％ イ　法人税額の 20％が上限額（繰越４年）、取得価額の上限額 20 億円 ウ　建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 （情報通信産業特別地区） （２）所得控除（法人税） ア　情報通信産業特別地区内で営む特定情報通信事業から得られた法人所得について、40％に相当する金額を損金の額に算入（事業認定法人で、法人設立後 10 年間） ※（１）との選択制。 ２．地方税 （情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区） （１）法人住民税及び事業税 ア　上記の法人税負担の軽減と同様の効果を適用する。 （自動連動） （２）事業所税 ア　那覇市内において 1,000 万円を超える情報通信業務に供する機械等及び１億円を超える建物等を新・増設した法人は、当該事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の対象床面積のうち、１／２に相当する面積を５年間控除

		《要望の内容》 沖縄振興特別措置法（平成１４年法律第１４号）の規定に基づく情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例について、措置内容のうち、情報通信産業振興地域を県内全域へ拡大する拡充、業種の一部を縮減の上、適用期限（令和9年3月 31 日）を3年間延長し、令和 12 年3月 31 日までとする。
		《関係条項》 ・沖縄振興特別措置法　第 31 条、第 32 条 ・租税特別措置法　第 42 条の 9、第 60 条 ・租税特別措置法施行令　第 27 条の 9、第 36 条 ・租税特別措置法施行規則　第 20 条の 4、第 21 条の 17 の3 ・地方税法　第 23 条第 1 項第 3 号、第 292 条第1項第 3 号、附則第 33 条 ・地方税法施行令　附則第 16 条の 2 の 8
5	担当部局	内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付参事官（産業振興担当）
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和 8 年 8 月 分析対象期間：令和5年度～令和 11 年度
7	創設年度及び改正経緯	平成１０年 ・情報通信産業振興地域の創設 平成１４年 ・５年間延長 ・情報通信産業特別地区の創設 平成１９年 ・５年間延長 ・情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長及び拡充 （常時従業員数要件 20 名以上を 10 名以上へ緩和） 平成２４年 ・５年間延長 ・情報通信産業特別地区の対象地区にうるま地区（うるま市）を追加。 ・特定情報通信事業にバックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加　等 平成２６年 ・地域、地区指定及び事業認定に係る権限の県知事への移譲 ・事業認定に係る常時従業員数要件の緩和（10 人→５人） ・特定情報通信事業に情報通信機器相互接続検証事業を追加 ・投資税額控除の下限取得価額の引き下げ （機械・装置、特定の器具・備品 1,000 万円超→100 万円超） 平成２９年 ・２年間延長 平成３１年 ・２年間延長 令和3年度 ・１年間延長 令和４年度

				・3年間延長 ・情報通信産業振興地域における対象事業から情報記録物製造業ほかを廃止 ・情報通信産業特別地区における対象事業として情報システム開発業ほかを追加し、インターネット・サービス・プロバイダ及びインターネット・エクスチェンジは廃止 ・課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入 令和7年度 ・対象事業から「パッケージソフトウェア業」を廃止 ・2年間延長
8	適用又は延長期間			3年間（令和9年度～11年度）
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 　沖縄は地理的、歴史的、社会的な特殊事情に起因した不利性を抱え、一人当たり県民所得は全国最下位である。こうした沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み沖縄振興策が講じられているところ、情報通信産業は、本土との遠隔性やアジアとの近接性などの沖縄の特性を最大限に活かすことで、観光産業に次ぐリーディング産業として成長が期待される分野である。 　情報通信産業の更なる集積と設備投資を促しながら、情報通信産業の高度化を通じた売上向上を図り、最終的に一人当たり県民所得の向上を目指す必要がある。
				《政策目的の根拠》 〇経済財政運営と改革の基本方針 2026 について（令和8年7月 21 日閣議決定） 　強い沖縄経済の実現を目指し、沖縄科学技術大学院大学による産学官連携等の産業振興、「GW2050 PROJECTS」の早期実現、北部・離島地域振興、こどもの貧困対策や Well-being 実現に向けた取組等、沖縄振興を国家戦略として総合的に推進する。 〇沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号） （目的） 第一条　この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 （定義） 第三条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 六　情報通信産業　情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く。）の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業（有線放送業を含む。）、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業（インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であって政令で定めるものを行う業種をいう。）をいう。

				七　特定情報通信事業　情報通信産業に属する事業のうち、情報の電磁的流通（符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。）の円滑化に資する事業、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業であって、その事業を実施する企業の立地を図ることが情報通信産業の集積を特に促進するものとして政令で定めるものをいう。 八　情報通信技術利用事業　情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業をいう。 （情報通信産業振興計画の作成等） 第二十八条　沖縄県知事は、情報通信産業の振興を図るための計画（以下「情報通信産業振興計画」という。）を定めることができる。 ２　情報通信産業振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一　略 二　情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域の区域 三　前号の区域内において特定情報通信事業を実施する企業を促進するため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を定める場合にあっては、その区域 ３～８項　（略） （情報通信産業特別地区における事業の認定） 第三十条　提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。 ２～４項　（略） （課税の特例） 第三十一条　提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 ２　前条第一項の認定を受けた法人の特定情報通信事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 〇　沖縄振興基本方針（令和４年５月１０日　内閣総理大臣決定） Ⅱ　沖縄の振興の意義及び方向 ２　沖縄振興の方向 ⑴　沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 沖縄を取り巻く社会経済環境を踏まえ、温暖化による地球規模の気候

				変動や社会のデジタル化の進展といった時代潮流を的確に捉えて不利性克服の好機とし、グリーン社会への移行やデジタルトランスフォーメーションを迅速かつ強力に推進することで、持続可能な形で各分野の沖縄振興の一層の深化を図る必要がある。 Ⅲ　沖縄の振興に関する基本的な事項 1　観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 (2) 情報通信関連産業 情報通信関連産業は、地理的不利性による影響が比較的小さく、大規模災害等のリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野である。その振興を通じて様々な産業の生産性向上や沖縄全体のデジタル化の進展に貢献し得ることから、時代の潮流を踏まえた高度化・多様化を進めることが求められている。 このため、今後の成長可能性が見込める業種の重点的強化を図るとともに、高付加価値の商品・サービスの開発、金融を含む他産業との更なる連携強化、ICT 人材の育成等を促進する。また、デジタル技術の活用推進に向けた情報通信関連事業者への支援を通じ、情報通信関連産業はもとより、広く県内産業における DX の推進や AI、IoT、ビッグデータ等の活用促進を図る。 (4) 税制上の特例措置 沖縄振興特別措置法においては、特区・地域制度に沖縄県知事による認定や主務大臣による確認の制度等が導入され、企業の付加価値の増加等を促すとともに、税制の適切な効果把握を可能とする制度改正が行われた。 今後とも民間事業者等の自主的取組を後押しし、沖縄の経済発展や不利性の解消に向けて一層の効果が発現するよう、税制の具体的な活用状況や成果等を適切に把握するとともに、その結果に応じて必要な検討や見直しを図る。(以下略)
		②	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】10. 沖縄政策 【施策】10. 沖縄振興に関する施策の推進
		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 1　達成目標 ・情報通信産業の売上高 　令和 11 年度:5,342 億円 ・本税制活用設備投資額 　令和 11 年度:3億円 ・情報通信産業の新規立地企業数 　令和 11 年度:30 社 (考え方) 　令和5年度の一人当たり県民所得(231 万5千円)(実績)と令和 13 年度に一人当たり県民所得 291 万円という値を基に、必要な年平均増加額(7.4 万円)から、令和 11 年度に必要な一人当たり県民所得 276 万1千円を推計。

令和 11 年度の一人当たり県民所得を達成するために必要な令和 11 年度の情報通信産業の売上高の目標を 5,342 億円（※1）と設定。
令和 11 年度の情報通信産業の売上高を達成するために必要な目標投資額を3億円（※2）と設定。
令和 13 年度の情報通信関連企業の集積目標を 300 社（※3）としており、そこから年平均の新規立地企業数を設定。

（※1）令和5年度の情報通信産業の売上高（実績）、令和5年度の県民所得（実績）、令和5年度県民所得に占める雇用者報酬及び企業所得の割合、令和5年度の県内総生産に占める情報通信業の割合を用いて推計。
（※2）情報通信産業の付加価値額の対売上高対比（令和3年経済センサス）、本特例措置適用事業者の設備投資額とその投資により増加した付加価値額の比
（※3）沖縄県「情報通信産業振興計画」（令和4年8月）

2 適用期間中の目標
・情報通信産業の売上高

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
5,054 億円	5,198 億円	5,342 億円

・本税制活用設備投資額

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
３億円	３億円	３億円

・情報通信産業の新規立地企業数

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
30 社	30 社	30 社

		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置の活用により、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、投資意欲を高めることで、情報通信産業の高度化を通じて当該産業の売上増加へとつなげる。 また、更なる情報通信関連企業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光など他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。 令和6年度の一人当たり県民所得は未確定であるものの、令和4年度以降の当該措置適用事業者の令和6年度の付加価値額増加分は約 14 億円であり、令和6年度の一人当たり県民所得のうち企業所得及び雇用者報酬の向上に一定程度寄与していると考えられる。
10	有効性等	①	適用数	1 過去5年間の適用数 （単位：件） 令和3年度 / 令和4年度 / 令和5年度 / 令和6年度 / 令和7年度 所得控除 1 1 1 1 1 投資税額控除 13 8 6 5 6 法人住民税 14 9 7 6 7 事業税 14 9 7 6 7 ※令和3年度から令和6年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）、令和7年度は沖縄県調査による。法人住民税及び事業税は各国税措置の合計としている。 2 今後の適用数の見込み

（単位：件）

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
所得控除	2	3	4	5
投資税額控除	12	14	14	14
法人住民税	14	17	18	19
事業税	14	17	18	19

【算定根拠】
令和 8 年度以降の見込みについては、【別紙】情報通信産業特別地区・地域における減収額・適用見込み（試算）を参照。なお、法人住民税及び事業税は各国税の措置の合計としている。

② 適用額

1　過去5年間の適用額

（単位：百万円）

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
所得控除	3	2	4	8	8
投資税額控除	526	104	330	119	234
法人住民税	37	7	23	8	17
事業税	0	0	0	0	0

2　今後の適用額の見込み

（単位：百万円）

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
所得控除	13	19	26	32
投資税額控除	386	424	424	424
法人住民税	27	34	35	35
事業税	1	1	2	2

【算定根拠】
※国税については、令和3年度から令和6年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）、地方税（法人住民税・事業税の自動連動分）については、「地方税における税負担軽減措置等に関する報告書」（総務省）。
※令和7年度国税の適用状況については、沖縄県調査による。法人住民税は、国税の減収額に税率 7%乗じて算定、同期間の事業税は、国税の適用額（所得控除）に税率 6.47%を乗じて算定。
※令和 8 年度以降の見込みについては、【別紙】情報通信産業特別地区・地域における減収額・適用見込み（試算）を参照。なお、法人住民税は国税の減収額に税率 7%乗じて算定、同期間の事業税は、国税の適用額（所得控除）に税率 6.47%を乗じて算定。

③ 減収額

1　過去5年間の減収額

（単位：百万円）

	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
国税	所得控除	1	1	1	2	2
	投資税額控除	526	104	330	119	234

地方税	法人住民税（所得控除分）	0	0	0	0	0
	法人住民税（投資税額控除分）	37	7	23	8	16
	事業税（所得控除分）	0	0	0	0	0

2．今後の減収見込み

（単位：百万円）

	項目	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
国税	所得控除	3	5	6	7
	投資税額控除	386	424	424	424
地方税	法人住民税（所得控除分）	0	0	0	0
	法人住民税（投資税額控除分）	27	30	30	30
	事業税（所得控除分）	1	1	2	2

【算定根拠】

※国税の令和3年度から令和6年度までについては、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）における実績に基づいて算出。令和7年度以降は、沖縄県調査及びそれに基づき試算（【別紙】情報通信産業特別地区・地域における減収額・適用見込み（試算）参照）。

※法人住民税及び事業税について、令和 3 年度から令和 6 年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）

※令和7年度から令和 11 年度の法人住民税は、国税の減収額に税率7％乗じて算定、同期間の事業税は、国税の適用額（所得控除）に税率 6.47%を乗じて算定。

④ 効果

《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》

1　前回の政策目的の達成状況

令和 4 年度から令和 6 年度における測定指標では、税制を活用した新規立地企業数が 7 社以上/年間、労働生産性上昇率を 1%以上向上/3 年間としており、令和 7 年度から令和 8 年度における測定指

標は、税制を活用した新規立地企業数が 2 社以上/年間、労働生産性上昇率が 1.2%/年間としている。（制度創設以降の新規立地企業数の平均値 1.1 を上回る 2 社以上とし、労働生産性上昇率については、全国の情報通信産業における労働生産性の 2011 年から 2021 年の平均上昇率 1.2 を用いた。）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
立地企業数	531	528	588	ー
労働生産性上昇率	ー	1.07%	1.22%	0.99%
税制活用新規立地企業数	0	0	1	0

(1)県内に立地した情報通信関連企業の増加

前回の測定指標（令和 7 年度から令和 8 年度）期間中に税制を活用した新規立地企業数はなかったが、新たに対象地域に立地した企業数は、令和 5 年度から 6 年度において 60 社増加している。

なお、新規立地企業が事業認定を受ける際の専ら要件を満たすことができる企業が少ないこと等により税制適用新規立地企業の実績が少なかったと県では分析している。しかしながら、税制上の負担軽減効果が大きく、集積をめざす企業への利便性が高いことから、今後の情報通信インフラが整うにつれて、そのうえで新しい産業用途に活用するニーズが増えることがヒアリング結果などから想定されることから本制度の継続が必要。

(2)情報通信関連企業の労働生産性向上

令和 4 年度以降、税制を活用するためには、主務大臣確認において設定した条件の付加価値額が年 1.5%以上の見込みであることを要件としている。

令和 4 年度税制改正要望時に「沖縄の一人当たり県民所得の直近 5 年間の年平均伸び率(1.0%)や他の中小企業向けの税制措置（賃上げ促進税制等）の適用基準（給与の増加率 1.5%）を踏まえ、沖縄県や関係省庁とも調整の上、付加価値額の年 1.5%以上に設定し、「情報通信産業振興計画」（令和 4 年沖縄県）において、令和 13 年度末までの 10 年間で認定事業者の労働生産性 20%以上の増加を目標値に設定している。労働生産性の計算方法については、「情報通信産業振興地域・特別地区の手引き」（令和 7 年沖縄県）において、労働生産性＝付加価値額／常用労働者数で算出することとされており、各年度の実施計画実施状況報告書で報告されている数値を元に沖縄県で算出した。指標は達成していないものの、近い数値となっており、一定の効果があったものと考えられる。で

2 今回の政策目的の達成状況

・情報通信産業の売上高

令和4年度	令和5年度	令和6年度
4,031 億円	4,464 億円	4,794 億円

・本税制活用事業者の設備投資額

令和４年度	令和５年度	令和６年度
２億円	39 億円	13 億円

・情報通信産業の新規立地企業数

令和４年度	令和５年度	令和６年度

35 社	4 社	ー

3　達成目標の変更理由

従前の達成目標は、本特例措置を活用した新規立地企業の数及び本特例措置を活用した企業の労働生産性上昇率を設定していた。

令和4年度から新たに導入した県知事認定及び主務大臣確認制度を踏まえて本税制措置の効果測定を検証するため、政策目的として、一人当たり県民所得を設定したうえで、政策目的に対して本税制がどれだけ寄与しているのかを定量的に分析できるよう、達成目標を変更した。

《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》

1　前回設定した目標に対する効果

前回設定した令和 7 年度から令和 8 年度における測定指標は、税制を活用した新規立地企業数が 2 社以上/年間、労働生産性上昇率が 1.2%/年間としている(制度創設以降の新規立地企業数の平均値 1.1 を上回る 2 社以上とし、労働生産性上昇率については、全国の情報通信産業における労働生産性の 2011 年から 2021 年の平均上昇率 1.2 を用いた。)。当該期間中に税制を活用した新規立地企業数については、令和7年度は実績がなく、令和8年度は現時点では実績値が把握できていないため直接的効果は不明であるが、新たに対象地域に立地した企業数は、令和 5 年度から 6 年度において 60 社増加している。

新規立地企業が本税制措置を活用するタイミングは企業の投資計画、資金調達、経営状況等にも影響されるため、増加した 60 社が今後税制を活用する見込みはある。また、税制措置があることは、立地を目指す企業にとり、進出に対する前向きな検討につながり、さらに、情報通信インフラが整うにつれて、関連産業にも税制の活用が見込まれることから、波及的な効果が期待できる。

令和4年度以降の当該措置適用事業者の令和6年度の付加価値増加額は 14 億円であるところ、令和6年度の一人当たり県民所得の向上に一定程度寄与していると考えられる。

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】

上記参照

沖縄県「県民経済計算」

沖縄県「新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」

沖縄県「IT センサス報告書」

沖縄県「情報通信産業振興計画」同「実施状況報告書」

2　今回新たに設定した目標に対する効果

＜今後の見込み:再掲＞

・情報通信産業の売上高

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
5,054 億円	5,198 億円	5,342 億円

・本税制活用設備投資額

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
３億円	３億円	３億円

・情報通信産業の新規立地企業数

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
30 社	30 社	30 社

・今後の適用数の見込み

（単位：件）

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
所得控除	2	3	4	5
投資税額控除	12	14	14	14
法人住民税	14	17	18	19
事業税	14	17	18	19

・今後の適用額の見込み

（単位：百万円）

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
所得控除	13	19	26	32
投資税額控除	386	424	424	424
法人住民税	27	34	35	35
事業税	1	1	2	2

＜達成目標に対する将来の効果予測＞

（1）情報通信産業の売上高

税制活用事業者は、主務大臣による確認制度を導入し、付加価値を一定程度以上とする要件を満たす必要があるため、高機能化が図られることにより売上高を増加させる効果が見込まれるが、税制活用事業者以外の事業者による売上高も含まれており、精緻に切り分けて見込みを算出することは難しい。

（2）本税制活用事業者の設備投資額

令和９年から令和 11 年までの見込みについては、投資税額控除の適用見込み数が 14 件であり、令和４年から令和６年の本税制活用事業者の設備投資額の平均額が 1.4 億円（同期間における事業者から提出された実施状況報告書の実績設備投資総額 54 億円、税制活用事業者数 39 件から算出）であることから、年間約 20 億円の設備投資額が見込まれる。また、立地企業数については、令和 6 年度に 588 社となっており、令和 7 年度から令和 11 年度の立地企業目標は、上記のとおり各年度 30 社としており、令和８年は 648 社、令和９年 678 社、令和 10 年 708 社、令和 11 年 738 社を見込んでいる（沖縄県）。

立地企業数が増加することにより、情報通信産業の売上高を増加させ県民所得を高める効果が見込まれる。

（3）情報通信産業の新規立地企業数

立地企業数については、令和9年度から令和 11 年度にかけては 30 社を見込んでいる（「情報通信産業振興計画」（令和4年8月沖縄県）おいて、新規立地企業数を令和4年度から令和 13 年度までに 300 社と見込んでいることを踏まえ、同期間における平均増加数を基に設定）。

立地企業数が増加することにより、情報通信産業の売上高を増加させ県民所得を高める効果が見込まれる。

直接的な効果について、本特例措置がなかった場合と比較した設備

				投資額の増加分の分析は困難であるが、(2)に記載したとおり、今後も引き続き本税制を活用した設備投資が行われることが見込まれている。
				《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 新規立地企業が所得控除制度の適用を受けるための事業認定要件(情報通信産業特別地区において、専ら特定情報通信事業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた企業に限定されている)が厳格となっており、これを満たすことができる企業が少ない等の理由により、認定企業が僅少な状況となっている。 また、投資税額控除については、令和4年以降、一桁の適用実績となっているが、この理由として、本税制措置は通信インフラ事業者の電気通信業の投資を中心に年間 12 件前後(月単位でまとめて申請がある)あるものの、通信インフラ事業者の数自体は数社に限定されていることが原因と考えられる。また、本税制措置は、企業の業績によって十分活用できない場合もある。 しかしながら、所得控除は他の特例措置と比較して適用企業に対する税制上の負担軽減効果が大きいこと、また、投資税額控除は適用企業にとって利便性があるため、企業集積を図るためのインセンティブとして非常に重要な役割を果たす効果が期待できる。所得控除の適用数が僅少である状況を踏まえても、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることから、本特例措置の継続は必要である。
		⑤	税収減を是認する理由等	情報通信関連企業の雇用等により、情報通信産業の売上高は令和4年度から令和6年度において 763 億円増加しており、本制度による令和4年度の減収額3億円(国税1億円＋地方税2億円)と比較し、税収減を是認できるものと考えられる。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	情報通信産業振興地域・特区においては、ソフトウェア業等、多様な業種を(特定)情報通信産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制優遇措置が適切であると考えられる。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	沖縄県では本制度のほか、沖縄振興特別推進交付金等の補助事業もあるが、これらの補助事業では新事業創出支援や地理的不利性の解消への支援を行っているのに対し、本制度では事業者による設備投資等への支援を行っており、役割分担を図っている。
		③	地方公共団体が協力する相当性	本制度は沖縄県からの要望も踏まえて拡充・延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄振興に寄与するため沖縄県が協力する相当性がある。
12	有識者の見解			ー
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和 6 年 8 月(R6 内閣 05)